

令和2年4月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和2年4月24日（金） 開会 午後2時 5分
閉会 午後2時25分

場所 第4委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敦慎一委員、木下高志委員、神尾高善委員、

小林哲也委員、小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、井上将勝委員、

木村勇夫委員、安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和2年4月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和2年4月24日(金))

委員長

1 4月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、4月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

本日、4月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりをいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症が国内で発生して以来、国や他都道府県等と連携しながら感染拡大防止に努めてきた。今回、4月20日に閣議決定された国の緊急経済対策を踏まえ、本県の緊急対応策を取りまとめたことなどから、これらの案件について御審議いただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和2年4月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。提案を予定している議案は、予算2件、条例1件、専決処分の承認1件の合計4件である。また、議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告が3件あり、合わせて7件となる。

それでは、議案について、私から主な内容を説明する。

はじめに、「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)」については、国の緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止策と医療提供体制の整備、さらには、県内事業者への支援に要する経費について、所要の補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は511億781万円となったところである。

次に、「令和2年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)」については、新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業の財源に充てるため、100億円を一般会計に貸し付けることについて、所要の補正をお願いするものである。

続いて、「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例」については、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図る事業を推進するため、新たに基金を設置するものである。

以上で私からの説明を終わる。議案の詳細については、引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和2年4月臨時会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1番及び2番は「補正予算」、3番は「条例」である。後ほど詳しく説明させていただく。4番の「専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法等の一部改正に伴い、電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業等の課税方式が改められたことなど、緊急に埼玉県税条例を改正する必要性が生じたため、去る3月31日に専決処分したので、議会の承認を求めるものである。

2ページの「報告事項」は、地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」3件である。(1)は、「埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例」の一部改正であり、道路運送車両法の一部改正に伴い必要とされる規定の整備を行ったものである。(2)及び(3)は損害賠償の額を定めるものであり、損害賠償の額が100万円以下のため、専決処分を行っている。(2)は、臨時的任用教員の退職手当の調整額の未払いに係る損害賠償額について、1件当たり最低で640円から最高で8万9,450円にそれぞれ定めるものである。(3)は、大滝げんきプラザにおいて、浴槽内のタイル部分が破損していたことにより相手方を負傷させたことについて、損害賠償額を6万2,914円と定めるものである。報告事項については以上である。

続いて、条例案を説明させていただく。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例」は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、医療提供体制の整備、県経済の回復・活性化を図る事業を推進するため、新たに基金を設置するものである。条例については以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。資料3「令和2年4月臨時会補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。この補正予算案は、国の緊急経済対策に迅速に対応し、新型コロナウイルス感染症拡大の収束などを図るため、感染拡大防止や医療提供体制の整備、事業者等への支援に要する経費について編成したものである。その結果、補正予算の規模は、一般会計で511億781万円、企業会計で100億円となっている。

それでは、「3 主な内容」について説明する。

まず、1つ目の柱、「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」についてである。1つ目の○、「介護施設等における感染拡大防止対策の実施」については、マスク・消毒液等を確保し、介護施設や障害者支援施設等約3万2,000施設に配布するとともに、簡易陰圧装置や換気設備の設置へ助成をするものである。続いて、2つ目の○、「検査体制の強化と感染の早期発見」については、県衛生研究所におけるPCR検査機器の更なる増設や民間検査機関の活用により検査体制等の充実を図るものである。さらに、県内23の郡市医師会と連携し、外来診療や行政検査を行う発熱外来PCRセンターを新たに設置し、運営に要する経費を計上している。続いて、3つ目の○、「医療提供体制の強化」についてである。まず、医療機関への感染防護具等の配布については、10月末までに必要な医療用資材を追加確保し、医療機関の受入体制を整備するものである。併せて、入院医療機関に対し簡易陰圧装置や人工呼吸器等の設備の拡充へ助成等を行うものである。次に、入院患者受入れに対する協力金の支給や看護職員手当等への助成については、感染症指定医療機関以外の医療機関における受入体制を支援するためのものである。次に、オンラインでの診療や服薬指導に向けた導入支援については、オンラインで診療を行う医療機関や服薬指導を行う薬局への助成経費等を計上している。次に、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の確保については、1,020人分の受入経費として、ホテルの借り上げや食事の提供、リネンの交換など宿泊療養施設の運営に要する経費等を計上している。続いて、4つ目の○、「情報発信の充実」については、感染拡大防止のための広報や知事記者会見における手話通訳の導入に要する経費を計上している。裏面の5つ目の○、「学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備」については、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に追加で発生する費用などを、市町村に対して助成するものである。

続いて、2つ目の柱、「雇用の維持と事業の継続」についてである。1つ目の○、「中小企業に対する資金繰り支援」については、無利子・保証料ゼロで融資枠5,000億円の「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設する。これに加えて、既存のメニューを拡充すること等により制度融資全体の融資枠を過去最大の8,000億円に拡大してまいり。併せて、令和3年度以降の支出分として債務負担行為の設定をしている。続いて、2つ目の○、「事業継続に困

っている中小・小規模事業者等への支援」についてである。休業した中小企業・個人事業主への支援金等の支給については、4月8日から5月6日までの間に7割以上休業した中小企業者等へ20万円、複数の事業所を有する場合は30万円の支援金を支給するとともに、業種別組合についても500万円の応援金を支給するものである。さらに、支援金の申請手続や県制度融資に関する中小企業からの相談等に対応するため、コールセンターの設置等に要する経費を計上している。次に、テレワークの緊急導入に向けた中小企業への支援については、国や民間企業とも積極的に連携しながらパソコン等の端末機器の導入などを対象とした県独自の奨励金を創設してまいる。続いて、3つ目の○、「生活に困っている人々への支援」については、生活福祉資金特例貸付を継続するため、県社会福祉協議会へ貸付原資等を助成するものである。

続いて、「その他」についてである。1つ目の○、「庁内のテレワークの推進」については、県職員4,000人分のテレワークに係るライセンスを取得するための経費を計上している。2つ目の○、「基金への積立等」については、「埼玉県地域医療介護総合確保基金」へ国庫支出金等を積み立てるとともに、新たに設置をお願いしている「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金」へ地域整備事業会計からの借入金などを積み立てるものである。

「4 主な財源（一般会計）」についてだが、今回の補正では、特定財源である国庫支出金のほか、繰入金、諸収入等を充てることとしている。

資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、4月臨時会に提案を予定している議案の概要である。よろしく願います。

委員長

次に、ただ今執行部から説明のあった議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は4月臨時会開会日の知事の提案説明終了後の休憩中速やかに、ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

2 4月臨時会の会期予定についてだが、4月30日（木）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、お手元の資料1を御覧願う。いわゆる3密を回避する観点から、資料のとおり申し合わせたいと存じる。

まず、「1 会議全般に係る対応」としては、マスクの着用を義務付ける。手洗い・アルコール消毒、うがい、こまめな水分補給を励行する。検温し、発熱が認められる場合その他体調が優れない場合は出席を控える。傍聴者に対しても、上記のとおり協力をお願いする。

次に、「2 本会議における対応」の（1）本会議場においては、空調稼働により換気が行われていることから、1回の会議時間がおおむね1時間を超える場合にのみ、暫時休憩し、ドアの開放による換気を行うこととする。（2）議席については、仮設の議席を用意し、議席間隔を広げて着席する。（3）執行部の出席については、必要最小限とするよう要請する。（4）

傍聴者については、間隔を広げての着席を促し、傍聴者が多数の場合には、一部の方には委員会室でのモニター傍聴をお願いする。

最後に、「3 委員会における対応」の(1)委員会室については、おおむね30分ごとに窓及びドアを開放し、換気する。(2)委員席については、間隔を広げる。(3)執行部の出席については、本会議と同様、必要最小限とするよう要請する。(4)傍聴者については、間隔を広げての着席を促す。

以上のとおり申し合わせ、執行部に対しても協力を要請したいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

なお、この申合せは、資料にもあるとおり、県の新型コロナウイルス対策本部が設置されている間の対応となるので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、ただ今御決定いただいた申合せにある、本会議における議席については、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

ただ今お手元に配布した議席一覧表は、新型コロナウイルス感染防止のための一時的措置として、各会派の議席の枠を決定するものである。

この案のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議席の名簿については、4月27日(月)の正午までに提出いただくことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会資料のペーパーレス化についてだが、去る3月27日(金)の議会運営委員会において、お手元の資料2のとおり決定し、議長から執行部に申し入れた。

この件について、4月臨時会で専決処分報告書の配布が見込まれることから、施行時期を「4月臨時会から」に変更することとしたいと存じるが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、改めて、議長から執行部に申し入れていただきたいと存じるが、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議会ネットワーク上の掲載場所については、後日、事務局から各会派に報告する。

委員長

5 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、4月臨時会開会日・4月30日（木）の朝、午前9時30分から、本と同様、第4委員会室において開催することによいか。

< 了 承 >